

大和市告示第170号

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱の一部を改正する  
要綱

大和市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱（平成26年大和市告示第83号）の一部を次のように改正する。

別表第2世帯区分の欄中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。